重度心身障害者(児)医療費助成金支給申請の手続きが簡単に！

平成30年8月1日(受診分)から

重度心身障害者(児)医療費助成

うるま市

自動償還払い

がスタートします！

「自動償還払い」とは？

県内の各医療機関での受診の際に、窓口にて健康保険証と受給資格者証を提示し、医療費の自己負担分を全額支払うと、受診月の翌々月の末日に指定された口座へ自動的に助成金が振り込まれます。

振り込み日の変更について

	現　行	変更後
振り込み日	申請から約1か月半後の第一または第三水曜日	受診月の翌々月の末日

※「自動償還払い」に伴い振り込み日が変更になります。

【例】平成30年８月受診分は平成30年10月の末日に振り込み。

「自動償還払い」の流れ

県内医療機関を受診（歯科・調剤薬局を含む）

↓

受給資格者証と保険証を提示

↓

医療費を病院窓口で支払う

↓

受診月の翌々月に指定の口座へ助成金が振り込まれます。

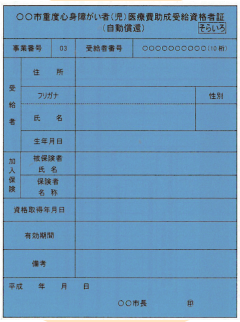

対象者の方には、７月下旬頃に右上の受給資格者証（そらいろ）を郵送する予定です。

※ただし、所得等の確認ができない場合には、市役所窓口で必要な手続き後に受給資格者証の交付となります。

沖縄県うるま市 うるうるら®